

令和2年度第1回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和2年6月24日(水)	
委員(敬称略)	第二分科会長 松原 健一 安西法律事務所 弁護士	
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 障害支援区分判定ソフト2014Windows10対応等一式
 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、一者応札であるため
 発注部局名 : 社会・援護局障害保健福祉部
 契約相手方 : 東芝デジタルソリューションズ株式会社
 予定価格 : 21,998,648円
 契約金額 : 19,631,160円
 落札(契約)率 : 89%
 契約締結日 : 令和元年9月2日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、東芝デジタルソリューションズ株式会社が契約の相手方となった。落札率は89%である。

意見・質問	回 答
再度公告ということですが、元の不調となった調達よりも規模を縮小して応札しやすく、あるいは予定価格内に収められる実現性を高くするなどの変更をしたうえでの再度公告なのでしょうか。	最初の公告時には改修したソフトを全都道府県・市町村(約1,800箇所)に配布するところまで業務内容に含んでおりましたが、再度公告時には配布を業務から外し、規模を縮小しています。
改修対象となるソフトウェアは、今回の応札者が作成し納品したものなのでしょうか。	ご認識の通り、改修対象のソフトウェアは今回の応札者が作成したものです。
予定価格調書の積算内訳に積算根拠を付記してください。工数はどうしてその値なのか、人月単価は何から引用したものかが分からないと、適切か否かの判断のしようがありません。見積もりを徴した場合はそれを示してください。	予定価格調書の積算内訳について、一部の行が非表示となっており、合計金額が合わない積算内訳となりました。大変申し訳ございませんでした。基本的に、人月・単価は見積書を基に作成しておりますが、プロジェクト管理費のみ、見積書で3.5人月となっているところ、予定価格調書では3.0人月で積算しております。開札日を8月9日、検査のための納入期限を12月9日としていましたが、政府調達案件の苦情処理期間(営業日10日)を考慮すると契約締結は最短で8月27日になると見込まれたため、作業期間は営業日換算で3か月と9日となり、3.5か月には満たないと判断したためです。

<p>「前回の調達状況」に類似案件として記載している不調となった調達は、予定価格を超える応札しかなかったということでしょうか。それとも、他の条件で落札者となることができなかったのでしょうか。</p>	<p>予定価格を超える応札しかなかったためです。</p>
<p>前回の調達状況に記載してある東芝ソリューションという会社と今回の落札業者である東芝デジタルソリューションズは同じ会社なのでしょうか。</p>	<p>東芝ソリューションが再編・統合されて設立したのが東芝デジタルソリューションズであり、実質的には同じ会社となります。</p>
<p>今回の調達は再度公告入札となって時間的余裕がなかったことにより一者応札となったとのことですが、時間的余裕がない中で落札した業者は前回調達をしていたから、ということでしょうか。</p>	<p>「前回の調達状況」に類似案件として記載している「障害支援区分判定等支援システムの構築及び運用・保守業務一式」（H25年度）については、今回の改修対象となるソフトを開発した際の調達です。落札業者はソフトの開発業者であったため、時間的余裕がない中でも応札することができたのではないかと考えております。</p>
<p>今回の調達はこのソフトウェアを作成した企業が請け負わなくても改修可能との判断だと思いますが、前回落札業者に依頼することを前提として見積もると予定価格はどれくらいになるものなのでしょうか。もしそのような試算があれば教えてください。そのような試算をしていないのであれば回答はなくても結構です。</p>	<p>今回の予定価格は前回落札業者（開発業者）から徴した見積書に基づいて積算したものです。</p>
<p>【審議案件2】 審議案件名：医療的ケア児等医療情報共有基盤構築等一式 資格種別：「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク） 選定理由：総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高いため 発注部局名：社会・援護局障害保健福祉部 契約相手方：国際航業株式会社 予定価格：133,030,000円 契約金額：126,500,000円 落札(契約)率：95.1% 契約締結日：令和元年8月19日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、2者応札があり、国際航業株式会社が契約の相手方となった。落札率は95.1%である。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>予定価格の内訳・根拠・誰がどのように計算したのか等をお示しください。</p>	<p>参考見積もりの内訳比率を参照し、担当係内で再計算したものです。</p>
<p>つまり一者から参考見積を徴取し、単価はそのまま採用して人月など必要量を見直したのでしょうか。あるいはその逆でしょうか。再計算で何をされたのか、その根拠は何なのかをご説明頂かないと、適切かどうかの判断ができません。</p>	<p>参考見積は2社から見積を徴取しています。人月などは見積の内容が妥当なものと考えましたが、単価等について見積額は競争原理が働き、一定程度逡減することが見込まれることから、見積額の各工程から一定程度逡減を行い、予算額の範囲内で予定価格を作成しました。</p>
<p>技術評価は絶対評価と数えるべきではないでしょうか。たとえば、今回2者が応札して、重要度大の項目について一者が他社よりも優れた点が1か所あったとしたとき、最大で225点の差がつきます。これを覆すためには、1236.5万円の価格差をつけなければくつがえせません。</p> <p>では、その技術的な違いはその金額に相当するものなのだろうかという、単に1項目他者よりも優れているというだけでそれだけ高い支出をするべきか、は説明が難しいと思います。最低限満たすべき水準からここまで出してくれば十分という水準の間で絶対評価して、同程度なら同程度の点数を与えるようにするほうが、無駄</p>	<p>項目ごとに相対評価と絶対評価の混在が可能であると認識しておりませんでした。</p> <p>ご助言いただいた内容を踏まえ、今後の調達に際しては適宜検討してまいります。</p>

<p>に高スペックなものを高く買うことにならなくてよいのではないのでしょうか。</p>	
<p>価格点は予定価格を超えているものには与えられず、技術点によらず失格になるはずで、価格点をマイナスで計算して、合算して総合点にしてはいけないのではないのでしょうか。これを許すと、予定価格を超えてもとんでもなく高い品質を提案できれば落札者になってしまうことが可能になります。</p>	<p>価格点の項目に「失格」と表示されるべきところ、誤って自動計算を残したままにしたため、記載誤りとなったものです。</p>
<p>「提案書作成要領・評価基準」の評価基準の説明が理解できませんでした。基本提案書の集計表の見方を教えてください。</p>	<p>各項目ごとに、100点の基礎点に加え、重要度（大・中・小の3段階）が定められており、更にもその中で委員の評価に応じて、4段階の加点がつけます。 （たとえば、重要度「大」の項目は「0点・75点・150点・300点」で、重要度「中」の項目は「0点・50点・100点・200点」。） このため、たとえばA委員が重要度「大」の項目で最大評価の加点を付けた場合、A委員はその項目に「300点」を付すこととなります。 最終的に、4人の委員の加点を合計し、それを平均して加点に係る配点を算出します。</p>
<p>委員によって点数が極端に違うのは持ち点が違うということでしょうか。</p>	<p>持ち点は同じです。上記記載のとおり、4段階の評価で、1項目につき最大300点の差がつくため、点数に差が出ているものになります。</p>
<p>開札調書では技術評価点での順位が価格点によって逆転されるという結果になっていますが、技術点が高く価格点でマイナスとなった業者にはこちらが何を求めているのか伝わっていなかった可能性もある気がするのですがいかがでしょうか。例えば家電製品を買うときにも予算と性能を伝えないと適切なものを提案してもらえませんが、調達について仕様以外は相手側に丸投げという方法以外にないのでしょうか。</p>	<p>仕様書等を提示し、業者からの提案を受けて評価する中で、事前に説明会を実施して留意点等について説明を行い、業者から疑義照会があった際は入札意向のある業者全体に共有する形で回答を行っております。</p>
<p>【審議案件3】 審議案件名：業務端末用ソフトウェア及びハードウェア一式 資格種別：「物品の販売」（「A」「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため 発注部局名：国立障害者リハビリテーションセンター 契約相手方：橋電株式会社 予定価格：9,954,920円 契約金額：9,889,000円 落札(契約)率：99.34% 契約締結日：令和元年10月30日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、橋電株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.34%である。</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>同種事案(多数の業務用端末に対する作業)における一者応札の解消策について検討結果を教えてください。</p>	<p>公告期間が10日間と最短であったこと、また今回の調達に関してはwindows7のサポートが切れる直前の調達であったため、各社とも人員の確保がしづらい状態であったことから同種事案については余裕のあるスケジュールを計画し、公告期間を長めにとれるように検討しました。</p>

<p>この案件は特に困難な調達とは思えず、一者応札になったことは残念に思います。落札率が高いことに関しては、値段の振れ幅が小さい小口の物品調達と小さな労務なので、予定価格をきちんと立てた結果落札率は自然と高くなったと考えてよいと思います。しいて言えば、事前提出の書類はこの程度の調達において事業者側に「面倒」を強いているとは言えます。これだけ細かくスペックや商品を列挙してあれば、さらに何を持ってくるかまで事前に言わせる必要はないですし、納品間近の時に利益の大きくなるものを入札した価格の中で利益の大きいものを選んでくることは問題がないはずです。スケジュールにしても調達者が明確な指示をすればよい話であり、応札者側に面倒をかける理由はないと思います。今後はこの形を続けるか検討願います。</p>	<p>入札説明書を配布した業者に聞き取りを行った結果として、パソコン部品（SSD等）は得意な分野ではない、取り扱いがないといった回答がありました。また、パソコン本体であればサーバにデータ移行する等で対応できる可能性が高いが、パソコン部品（SSD等）は個々の対応になる可能性が高く、データ移行のSE作業量の正確な積算が困難であり、参加を見送る一番の理由としては大事なデータの消去が発生した場合のことを検討した結果であるとのことでした。</p> <p>今後、同様の形で調達を行うかは検討する必要があると思いますが、複数者応札を考えるのであれば、物品と労務については分割して調達することもできるのではと考えています。</p> <p>今回については、windows7のサポートの期限切れが迫っている中での調達であったことから分割での調達を行いませんでした。</p>
<p>一者応札になった理由は「不慣れた現場において不具合等が発生するリスクが高いと判断し」とありますが、どの業者も初めての現場というのはよくあることだと思います。今回の納品場所は普通ではない現場なのでしょうか。また、仕様書のどの部分にそのような特殊な現場だと判断できるようなことが記載してあるのでしょうか。</p>	<p>当センターは、障害者の福祉施設であり、病院部門、研究部門、人材を養成する学院部門を併設した複合的な施設である。障害者である利用者や患者が多く来訪しており、現場によっては夕方以降や休日等の非稼働時間帯や日時指定となる場合が想定され、各現場の事情が異なり計画どおりに進行できないこともあることから不慣れた現場と記載させていただきました。</p> <p>加えて、記載の件の事例として、理療教育を行っている当センターには教官として視覚障害を有する職員が一定数在籍しており、当該職員が使用する当センターで用意した個別ソフトウェア（視覚障害者がPCを使用する際必要とする専用ソフトウェア）をインストールする必要があるという、他では例のない作業が発生することも、当センターが特殊な現場である理由と考えます。</p>
<p>以下私見ですが、担当部局のほか、監査指導室や他の委員の意見も伺いたいです。</p> <p>このような障壁は、発注者側で不安を除去するように努力すべきだと思います。「平日日中を原則とするが、夜間休日の作業が●時間程度あり得る」というような記載のほか、PCを会議室に集めて作業してもらうなども考えられます。</p>	<p>(部局回答)</p> <p>貴委員のご意見のとおり、障壁に関してはなるべく除去するように発注者側が協力することは必要だと思っています。ただ、利用者である障害者の突然の対応や患者の急変により立会や対応ができなくなる場合があります。通常の執務室と異なり、利用者や患者が非常に近い環境にいるため、利用者や患者の対応が優先されることが多々あります。</p> <p>余裕のあるスケジュールであれば、不慣れた現場であっても問題はなかったのではないかと考えられます。PCを会議室に集めて作業ということについては、センターは敷地がとても広い上、建屋がつながっていないところもあり、何より対象となるPCはほぼデスクトップPCであるため、その重量や耐衝撃性の問題、加えてノートPCのように充電を内蔵していないことから、移動させた先における多数の電源確保の問題等があり、設置されている場所から移動させての作業ということは現実的には難しいと思われます。</p> <p>(監査指導室意見)</p> <p>一者応札となった調達案件については、その内容や契約の相手方となり得る地域での経済活動の状況などについて点検・要因分析を行った上で、複数入札が見込まれ</p>

	<p>るように調達方法の工夫、調達内容、仕様等の改善を図るよう指導しています。また、要因分析の手法の一つとして、調達案件の説明会に参加したにもかかわらず応札しなかった業者に対してアンケート等を実施することなども示しており、当該アンケート等により、要因を分析・把握の上、障壁となる部分が明らかとなった場合は、障壁を除去すべく仕様内容等の見直しを図るよう指導しています。</p>
<p>特に強く改善をしていただきたいところはありません。一者応札の問題というのは結果的に一者になるということではなくて、調達仕様がわかりづらいことや仕様が実質的に一者を指名しているかのようなもの時に問題があると思いますが、今回はそのようなものではなく、応札可能性のある者が所有リソースの問題等で応札しなかった例だと思われまますので、問題ないと思います。</p>	
<p>一者応札になった要因分析に「・・・見送ったと考えられる。」とありますが、これは仕様書を受け取ったものの入札に参加しなかった業者に聞き取り調査を行って判明したのでしょうか。何者くらいに確認したのでしょうか。他の回答があれば教えてください。</p>	<p>入札説明書を配布した6者（入札参加しなかった業者を含む）に調査を行い、判明したものになります。6者のうち、回答があったのは3者で大きな理由としては、不具合等の障害が発生した場合のリスクを考えて参加を見送ったとのことですが、他の回答としては、パソコン部品（SSD等）は得意な分野ではない、取り扱いがないといった回答がございました。</p>
<p>【審議案件4】 審議案件名：ハローワークシステムにおける債権管理サブシステムに係るハードウェア更改及び賃貸借等一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため 発注部局名：職業安定局雇用保険課 契約相手方：富士通株式会社、株式会社フォース 予定価格：339,916,457円 契約金額：339,685,500円 落札(契約)率：99.93% 契約締結日：令和元年11月15日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>賃貸借部分を分離することはできないのでしょうか。随意契約理由との関係でも気になります。</p>	<p>OSやミドルウェアといった基本ソフトウェアは、ハードウェアと分離して調達すると、製品間の相性等によって稼働に想定外の不具合が生じることがあるため、通常、ハードウェアと併せて、ハードウェア上で問題なく稼働することを確認するところまで含めて調達することが一般的です。</p> <p>また、導入作業と分離調達とした場合、賃貸借業者確定後に別途ハード導入事業者を調達することとなり調達期間が長期化し、結果として令和3年3月のリリースに間に合わなくなることが想定されたためです。</p>
<p>A委員にお伺いしたいです。 このような認識(上記部局回答)は妥当でしょうか。</p>	
<p>賃貸借(リース)契約の場合ですと、今回のようにモノを持ち込む会社(富士通)とリースの会社(フォース)がコンビで契約を組むのが普通のようなようです(これまでもそうでした)。 富士通はITメーカーで、賃貸を本業としていないので、賃貸にしたい場合は賃貸を業としているものを通してく</p>	

れ、ということで、特に不自然ではないように思われます。	
本件については不適切と見受けられる点はありませんでした。あえて付言するならば、随意契約ですので価格交渉を行うなどの予算執行の効率化を続けるようにお願いします。	今後とも価格交渉等による予算執行の効率化に努めます。
随意契約理由書によると本調達を随意契約とした理由は①受託事業者であればアプリケーションサーバーを安全かつ迅速に作業できること、②スケジュールの遅延リスクや障害発生リスクを低減させられること、の2点と思われませんが、これは会計法・予算決算及び会計令のどの条文に合致するものなのでしょうか。	予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当します。
これは国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令による随契で、予決令102条の4の3号による随契ではないですね（単なる確認です。思い違いしていましたらご指摘ください。）。	申し訳ございません、ご指摘の通りです。国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当します。
ハードウェアについてリースを組んでいるようですがリース契約にせざるを得ない理由を教えてください。リース契約には一般的に利息分が上乘せられるので購入よりも高くつくことがあります。それでもなおリース契約にする合理的理由を教えてください。随意契約としていことから特に合理性や制度上の理由が必要と思われる。	デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインによれば、「複数年度にわたる契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の活用を検討する」とされており、同ガイドライン解説書によれば、合理性が認められる例として「ハードウェア等の購入において、リース契約を用いて複数年度に渡る契約を行うことで、各年度の予算額の平準化に寄与するもの。」とされていることから、ハローワークシステムのセンター設備はいずれもリース契約によって調達しています。
【審議案件5】 審議案件名：法務省との外国人雇用状況届出データのオンラインによる情報連携化に係るハローワークシステム（雇用管理改善機能群等）改修業務一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため（再委託1／2以上） 発注部局名：職業安定局雇用保険課 契約相手方：富士通株式会社 予定価格：500,220,559円 契約金額：499,982,120円 落札(契約)率：99.95% 契約締結日：令和2年3月23日	
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
本件に関しては不適切と見受けられる点はありませんでした。なお、調達仕様書に記されている職業安定部局への報告は適切になされているのでしょうか。このような再委託をする上での管理は重要ですので、確認して記録に残すようにお願いします。	再委託の状況について申請書等を適切に保管しています。 また、特に情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理計画書」を成果物として定め、受託者より提出を受けています。
本調達を随意契約で行った理由について記載してありますが、会計法・予算決算及び会計令のどの条文に該当するものか教えてください。「安定稼働を前提とした工程管理等に万全を期すること」は競争を許さない場合に該当し、「補正予算成立後速やかに設計開発に着手すること」が緊急随契に該当することから2つの理由で該当するというのでしょうか。	こちらの案件についても国の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号に該当します。

<p>予定価格調書の作業積算内訳は誰が作ったものなのでしょうか。業者からの見積と人工、単価に相違はなかったのでしょうか。</p>	<p>作業積算内訳については、経理担当職員が作成しています。</p> <p>各項目におけるSEとPGの各工数について、作業積算内訳作成時の内容確認等の見直しを行ったため、相違があります。</p> <p>同じく、単価についても作業積算内訳においては複数社の作業単価の平均を元に作成しているため、実際の見積における単価との相違があります。</p>
--	---

<p>【審議案件6】</p> <p>審議案件名 : 労働保険概算・確定保険料申告書(納付書を含む。)の印刷</p> <p>資格種別 : 「物品の製造」フォーム印刷(「A」「B」又は「C」ランク)</p> <p>選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、契約金額が高く、落札率も高いため</p> <p>発注部局名 : 労働基準局労働保険徴収課</p> <p>契約相手方 : 太平洋印刷株式会社</p> <p>予定価格 : 115,486,756円</p> <p>契約金額 : 115,069,680円</p> <p>落札(契約)率 : 99.6%</p> <p>契約締結日 : 令和元年10月10日</p>	
--	--

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、6者応札があり、太平洋印刷株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.6%である。

意見・質問	回答
<p>金額は高いものの、これまでの調達の経緯で精度の高い予定価格の積算になった結果、適切な価格に至っているため落札率が高いものと思います。2回目以降の入札が落札者以外全員辞退していることや去年の入札者が今回辞退した者であることから、例えば「順に落札している」ような不自然なことがないか(公正であるか)確認をお願いします。</p>	<p>入札に参加した業者に確認したところ、利益を考慮すると金額を下げられないため、2回目以降の応札は辞退したとのことでした。</p>
<p>了解しました。これまでの調達で不自然なことはなかったかも確認をお願いします。</p>	<p>平成30年度以前についても、公平公正な競争の結果、落札者を決定しており、不自然な点はありませんでした。</p>
<p>開札調書を見ると9回目の入札で落札されているため落札率が高くなるのは当然と思われそうですが、2回目以降の応札者は一者となってしまっています。他の業者が下りてしまった理由は聞いているのでしょうか。予定価格における単価を計算すると1組あたりの価格は前回調達時よりも3円64銭ほど高くなるようです。それでも他の業者が下りてしまったということは、市場価格が予定価格の積算資料よりも高くなってしまっているということでしょうか。</p>	<p>入札に参加した業者に確認したところ、利益を考慮すると金額を下げられないため、2回目以降の応札は辞退したとのことでした。</p> <p>予定価格の単価が上がっているにもかかわらず、続いて応札しなかったことにつきましては、仰るとおり、紙の高騰等で市場価格がこちらの積算を上回っていたものと考えられます。</p>

<p>【審議案件7】</p> <p>審議案件名 : 技能講習補助教材作成事業</p> <p>資格種別 : 「役務の提供等」(「A」「B」又は「C」ランク)</p> <p>選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため</p> <p>注部局名 : 労働基準局労災管理課</p> <p>契約相手方 : 国際航業株式会社</p> <p>予定価格 : 72,255,750円</p> <p>契約金額 : 29,073,000円</p> <p>落札(契約)率 : 40.2%</p> <p>契約締結日 : 令和元年12月17日</p>	
--	--

(調達の概要)	
<p>一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、国際航業株式会社が契約の相手方となった。落札率は40.2%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>予定価格の内訳には、検討委員会費用が計上されているが、落札業者の内訳に入っているのでしょうか。</p>	<p>落札事業者の実施した事業の内訳に検討会開催費用は含まれています。</p>
<p>履行状況は問題なかったのでしょうか。</p>	<p>特段の問題はありませんでした。</p>
<p>外国語翻訳部分の正確性については、どのように履行確認をしているのでしょうか。</p>	<p>翻訳業者の翻訳の後、受託業者がネイティブチェックを行っています。</p>
<p>「発注者としての確認はできないし、していない」と理解しましたが、一般に、外国語の翻訳については、受託業者側で別の専門家によるチェック(ダブルチェック)をするということで、止むを得ないのでしょうか。</p>	<p>翻訳の対象言語が5言語と多岐にわたり、職員による確認が困難であるため、本件についてはネイティブチェックも仕様を含め委託しています。また、受託業者側で別の専門家にダブルチェックを依頼しています。</p>
<p>今回は、低入札調査において翻訳の再委託が判明したが、事後に判明した場合には拒否することは困難と思われる(落札者では、履行できないことに帰する)。一般論として、再委託の適正はどのように担保できるのでしょうか。</p>	<p>契約書に基づき、受託者が再委託を行う場合は、再委託承認申請書を提出し、委託者の承認を受ける必要があります。</p>
<p>このようなことは承知しています。翻訳業務について1/2を超える再委託を承認しない場合は想定されているのでしょうか。それは、どのような場合が考えられるのでしょうか。</p>	<p>提出した委託事業実施計画書において、翻訳業務を別会社へ外注する旨記載されておりますが、平成21年4月15日付大臣官房会計課長通知に基づき、本件仕様書に「再委託とは、本来受託者自ら行う業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たらないものとする。」と記載しているとおり、本件の翻訳業務の外注については再委託としては取り扱っておりません。</p>
<p>なお、この視点は他の案件においても妥当すると思えますし、監査指導室の考えもお聞きしたいです。</p>	<p>再委託の取扱いについては、各部局あてに周知しており、各部局が行う調達における契約書及び仕様書等にも再委託についての事項を設けていただくことになっていきます(①一括再委託の禁止②再委託の承認に係る手続き等③履行体制の把握)。 (本件該当箇所) ○仕様書7(8)再委託 ○契約書 第25条(再委託) ○契約書 第27条(履行体制) お尋ねの低入札調査で見つからず、事後に再委託が判明した場合については、契約書の条項に従い、契約を解除するとともに違約金を納付させることが可能と考えます(本件では契約書第21条。) また、当課発出の通知「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」により、当該業務に関し不正又は不誠実な行為であり、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、指名停止(競争参加資格の有資格業者について一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置)を行うこともあり得ます。</p> <p>(参考) 契約書例 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金</p>

	として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
低入札価格調査を実施した結果、積算漏れ等はないようですので問題ないと思います。また、この次の調達に向けて大きな改善をされていることが調達概要書に示されており、問題はないと思われます。引き続き市場の動向を確認していただき、予定価格の積算精度を継続的に高めていただければと思います。	今後とも積算精度を高めて参ります。
1 予定価格調書の積算内訳の1(2)アのカッコ書きには委員6名となっていますが謝金の計算では5名となっています。委員は5名で事務局1名ということでしょうか。	貴見のとおりです。
低入札価格調査の結果の「経営状況」について、通常は3期分の資料が付いていますが、直近のみの決算書の数字でも経営上問題ないとした理由を教えてください。	本件受託業者は、資本金、売上高、これまで独立行政法人国際協力機構から関係業務を数多く受注している信頼のある事業者であるため、経営上の問題はないと判断したものです。
予定価格と入札価格の乖離について、特に大きいのが翻訳・製本に係わる費用とのことです。人件費（予定価格では運営費？）も400万円以上も異なっています。人工、単価もだいぶ異なるようですが、どちらが正常なのでしょう。	受託業者は、国際協力関係業務を数多く受注してきた実績があり、そこで培われた他の会社との協力体制を生かして、一般の民間翻訳会社よりも廉価で翻訳と印刷を行うことができるため、費用が少なくなったものです。 さらに、事前の調査により、本件技能講習の教育教材には図が多く、単語数が少ないため、翻訳費用が少なくなることも考慮されています。
【審議案件8】 審議案件名：労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託事業 資格種別：「役務の提供等」（「A」ランク） 選定理由：総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため 発注部局名：労働基準局労災管理課 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 予定価格：663,690,360円 契約金額：660,000,000円 落札(契約)率：99.4% 契約締結日：令和2年3月2日	
(調達の概要) 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが契約の相手方となった。落札率は99.4%である。	
意見・質問	回 答
本件については特に問題があるところは見受けられませんでした。今回の調達で得られた知見をドキュメント化し、次の類似調達では複数の応札につなげられるようにしていただきますようお願いいたします。	承知しました。
予定価格調書の積算内訳と委託事業実施計画書の委託費交付内訳を比較すると積算根拠となる各費用の前提がだいぶ違っているようです。項目自体も比較しにくいので一概には言えませんが、予定価格の積算についてはこれで良かったと言えるのでしょうか。 この積算はコンサルタントによるものなのでしょうか。今回の調達のためにも実態との比較をした方が良いと思います。	予定価格の積算については、コンサルタント等に依頼しておりません。人件費と事務所に必要な費用ということで、システムのように専門的なものではないと考え、こちらで積算いたしました。今回の調達の際には、現行の委託事業に要した経費の実績を踏まえて、より実態に近い予定価格の積算となるよう、改善いたします。

<p>【審議案件9】 審議案件名：希少言語に対応した遠隔通訳サービス業務 資格種別：「役務の提供等」（「A」「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため 発注部局名：医政局 契約相手方：株式会社ブリックス 予定価格：70,147,550円 契約金額：7,788,000円 落札(契約)率：11.1% 契約締結日：令和2年1月22日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社ブリックスが契約の相手方となった。落札率は11.1%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>履行状況は如何でしょうか。</p>	<p>2020年2月17日のサービス開始以降、41施設のサービス登録があり、通訳利用件数は0件でした。 実施期間が短期間となったこと、新型コロナウイルスの感染拡大時期であったことによる訪日外国人の減少が影響していると考えています。</p>
<p>今後の同種事案における予定価格の考え方を教えてください。</p>	<p>過去の入札実績を参考にするほか参考見積の取得を検討し、適切な単価、金額を設定するよう努めます。</p>
<p>予定価格調書の積算内訳の積算根拠について、付記してください。特に人月単価はどこから持ってきたものかを明示してください。</p>	<p>主に省内の他事業における使用単価を参考としたものです。</p>
<p>その旨を今後は提出資料に記載願います。人月単価は業界や企業規模、ブランドのランクでずいぶん異なりますので、この調達ではどういう業者を念頭に置いたのかそれがそれとリンクするはずですが、また、工数については、過去の調達を参考に設定するか、あるいは参考見積を取るなどで調べることになると思います。 いずれにしても、文書化して、それを後に続く方が参照して、ということを繰り返せるようにしないと、予定価格の精度が高まらないので、よろしくご尽力願います。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。より精度の高い予定価格の作成に努めさせていただきます。</p>
<p>低入札価格調査の結果について、応札者の課題認識にも見積もり根拠にも穴がないとすれば、予定価格の積算が適切でないということになります。 また、今回は他の応札者も極めて低い金額を出しています。したがって予定価格の積算根拠をアップデートする必要があります。そのためには前述の通り、積算の際の情報が文書として残していただく必要があります。業務を引き継ぐたびにノウハウが失われていたり、何度も同じ調査をするようなことがあっては無駄だけでなく積算の精度が高まりません。ぜひ、各業務の必要人月と各業務担当者の人月単価をきちんとわかりやすい表などの文書に残して引継ぎをお願いします。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。課題として認識し、必要な情報は引き継いでいきたいと思っています。</p>
<p>開札調書を見ると応札者は2者とも予定価格より大幅に低い金額で応札しています。予定価格を立てるときの前提が新たに通訳者を専業で雇い入れるとしているのに対し、応札者においては既存の人員を利用することが可能という点が違うようです。このような前提の違いは他の調達でも多く見受けられるものだと思います。 積算の前提として類似の業務を行っている業者が応札してくることを念頭において積算するのは法令上問題が</p>	<p>法令上の問題はないと考えます。また、事業を行うにあたり類似の事業者が応札することを前提に予定価格を作成した場合、新規事業者の入札価格が予定価格を超過する可能性がある等競争参加への妨げとなる可能性があり、留意する必要があると考えます。</p>

あるのでしょうか。	
<p>予定価格調書の積算内訳には調査研究一式として1,420万円が計上されていますが経費明細書には計上されていないようです。</p> <p>この点は既存の人員を使うかどうかという問題ではないように思いますが、受託者はどのように調査を行うとされていたのでしょうか。それとも予定価格の積算に問題があったということでしょうか。</p>	<p>人件費や委託費による事業執行の中で、サービス提供体制に関するニーズ把握も行われていましたが、仕様書にも明確な調査項目が示されておらず、結果として積算が過大になった可能性があります、その点は修正材料としたいと考えています。</p>

<p>【審議案件10】 審議案件名：法令審査業務に係るRPAロボット開発等一式 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため 発注部局名：政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 契約相手方：アビームコンサルティング株式会社 予定価格：4,716,580円 契約金額：4,698,441円 落札(契約)率：99.6% 契約締結日：令和2年1月23日</p>	
--	--

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>随意契約理由書について、業務の特性上、高い専門知識と技術の両方が必要であることはわかるのですが、それがアビーム社のみが持っているということの説明が必要です。</p> <p>しかし、随契理由書にはそれがなく、いきなりこの社のみがあると述べています。この社しか対応できない客観的な理由を述べるか、そうでない場合は他に応札できる者がいないか公募・調査をしてからの随契にすべきだったと思います。次回以降の類似案件に備えてご検討願います。</p>	<p>今回の契約案件については、平成31年4月～9月まで行った「RPA導入に係る概念検証等一式」において構築した実証実験の環境下で、RPAロボットが動作できるように疎通テストを行ったため、上記実証実験の契約業者であるアビーム社と契約を結んでいます。ご指摘のとおり、次回以降の類似案件に備えて検討いたします。</p>
<p>随意契約理由書には当該事業者以外にはこの業務を引き受けられる業者がない、ということが記載してあるようですが、これは経済的あるいは時間的な制約があるためなのでしょうか。それとも技術的にこの受託者以外には不可能ということでしょうか。</p> <p>会計法第29条の3のどの部分に合致するのか教えてください。</p>	<p>技術的にこの受託者以外には不可能であるということでございます。平成31年4月～9月までに行った「RPA導入に係る概念検証等一式」において構築した実証実験の環境下で構築したものとなり、上記実証実験の契約業者であるアビーム社と契約を結んでいます。会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に合致いたします。</p>
<p>了解しました。今回回答いただいた内容も随契理由書で明示して頂きますようお願いいたします。</p>	

4 4 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
 電話03-5253-1111（内7965）